

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設 拡充 ・延長 ・その他）

No	4	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予における営農困難時貸付けの要件緩和		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象 農業を営む個人がその推定相続人のうちの1人に一括して全ての農地及び採草放牧地と準農地の2/3以上の面積を贈与した場合には、贈与税の納税及び不動産取得税の徴収が猶予され、贈与者又は受贈者が死亡したとき免除される。</p> <p>・要望の内容 農地等についての贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受ける受贈者又は農業相続人（以下「受贈者等」という。）が、贈与又は相続若しくは遺贈により取得した農地等であって本特例の適用を受ける農地等（以下「特例農地等」という。）について、自ら農業の用に供することが困難な状態となった場合において特例農地等の貸付け（以下「営農困難時貸付け」という。）を円滑に行うことができるよう、営農困難時貸付けを行うことができる場合の障害等の状態に関する要件として、受贈者等が農業に従事することを不可能にさせる故障の状態にある一定の場合を追加することとしており、本特例措置についても同様の措置を講じることとする。</p>		
関係条文	〔 地方税法附則第12条第1項～4項、租税特別措置法第70条の4 〕		
減収見込額	(初年度) ▲ 0.7 (▲ 14) (平年度) ▲ 0.6 (▲ 14) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤となる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の営農困難時貸付けの要件は、①身体障害1級又は2級、②精神障害1級、③要介護5の状態とされているが、例えば、下腿を失った場合については、両下肢は認められるが、一下肢のみは認められないなど、身体的な作業が相当部分を占める営農実態から見ると厳しい要件となっている。 ・ また、長期にわたって自ら営農を継続することが前提とされている本制度に対しては、疾病等により途中で営農を継続できなくなる事態への懸念から、その適用を受けることに躊躇する場面も生じているとの指摘もある。 ・ 高齢化の一層の進行が見込まれる中、今後、納税猶予の適用期間中に障害を抱えることとなるリスクが高まることが想定され、疾病等のために営農を続けることが不可能な状態であるにもかかわらず、農地を貸し付けた場合に多額の税負担が生じてしまう理不尽な事態が生じるおそれがある。 ・ こうした事態は、障害を抱えることとなった受贈者等に対する配慮の面に加え、農地利用の面でも適当ではないことから、その負担軽減及び農地の有効利用を図る観点から、営農等の実情に即して営農困難時貸付けが行えるよう、要件を緩和する必要がある。 		
本要望に対応する縮減案	本特例措置について、贈与税の納税猶予制度の適用を受ける農地等が耕作放棄など所有者の不作為により農地が農地以外の土地となった場合には猶予期限が確定するよう、本要望と併せて見直し要望を行っているところ。		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 ・農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤） ・農村の振興</p> <p>《政策分野》 ・優良農地の確保と有効利用の促進 ・都市と農村の交流及び都市とその周辺の地域における農業の振興</p>																													
	政策の達成目標	地域の中心となる経営体への農地集積の推進及び都市及びその周辺の地域における農業の振興																													
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置																													
	同上の期間中の達成目標	<p>農業従事が困難な障害の状態となった受贈者等の負担軽減を図るとともに、その保有する特例農地等の有効利用を図る。</p> <p>注：営農困難時貸付けは受贈者等が障害等となった場合の救済措置であり、あらかじめ目標を設定し、推進を図るべきものではないため、具体的な数値目標は設定しないこととする。</p>																													
政策目標の達成状況	<p>○営農困難時貸付けの適用状況</p> <p style="text-align: right;">(単位：人、㎡)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22 年末現在</th> <th>平成 23 年末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>貸付面積</td> <td style="text-align: center;">16,761</td> <td style="text-align: center;">24,636</td> </tr> </tbody> </table>			平成 22 年末現在	平成 23 年末現在	適用件数	2	2	貸付面積	16,761	24,636																				
	平成 22 年末現在	平成 23 年末現在																													
適用件数	2	2																													
貸付面積	16,761	24,636																													
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○贈与税納税猶予に係る営農困難時貸付けの適用見込み</p> <p style="text-align: right;">(単位：人、ha)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用範囲</td> <td style="text-align: center;">33,600</td> <td style="text-align: center;">29,808</td> <td style="text-align: center;">26,444</td> <td style="text-align: center;">23,459</td> <td style="text-align: center;">20,811</td> <td style="text-align: center;">18,462</td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">26</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">16</td> </tr> <tr> <td>適用面積</td> <td style="text-align: center;">68.7</td> <td style="text-align: center;">105</td> <td style="text-align: center;">92.9</td> <td style="text-align: center;">84.8</td> <td style="text-align: center;">72.7</td> <td style="text-align: center;">64.6</td> </tr> </tbody> </table>			H24	H25	H26	H27	H28	H29	適用範囲	33,600	29,808	26,444	23,459	20,811	18,462	適用者数	17	26	23	21	18	16	適用面積	68.7	105	92.9	84.8	72.7	64.6
		H24	H25	H26	H27	H28	H29																								
適用範囲	33,600	29,808	26,444	23,459	20,811	18,462																									
適用者数	17	26	23	21	18	16																									
適用面積	68.7	105	92.9	84.8	72.7	64.6																									
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	障害等のため営農が困難となった受贈者等の保有する農地について貸付けを行っても納税猶予が継続されることによって、受贈者等の負担軽減及び農地の有効利用が図られる。																														
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																													
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																													
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																													
	要望の措置の妥当性	<p>本措置は、農地の有効利用の確保に資するものであり、法律に規定された障害等の基準を満たす場合に限り適用されるものであり、政策目的を達成する手段として適確であり、かつ、必要最小限の措置であるといえる。</p> <p>なお、本措置は、税制特例が打ち切りとなる場合の例外措置として講じられるものであり、税制以外に、比較が可能となる政策の手段は存在しないところ。</p> <p>また、本措置については、障害等となった者に対する救済措置として、適用数のいかんに関わらず存置することが必要。</p>																													

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>本措置は、納税猶予制度の適用を受ける者が、途中で障害や要介護の状態となった場合に係る例外的な救済措置であり、当初から多数発生することを見込んでいないため、適用の偏重や適用数が想定外に僅少であることとはいえない。</p> <p>○贈与税納税猶予に係る営農困難時貸付けの適用実績（各年末） （単位：人、㎡、千円）</p> <table border="1" data-bbox="411 349 1235 555"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年末</th> <th>22 年末</th> <th>23 年末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用範囲</td> <td>50,993</td> <td>42,265</td> <td>37,875</td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>適用面積</td> <td>-</td> <td>16,761</td> <td>24,636</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>-</td> <td>1,362</td> <td>1,803</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：農林水産省経営局調べ。 注1：適用範囲は、各年末現在の納税猶予の適用者数とした。 注2：平成 22 年末は、被災三県の調査が不能であったため推計値。 注3：減収額は、一人当たりの平均猶予額【贈与税：H21 年末 2,884 千円】に、特例農地等の平均面積に占める営農困難時貸付けの平均適用面積の割合【贈与税：H22 年末 (2.5ha÷2) /4.0ha】を乗じた値を基に算出。</p>		平成 21 年末	22 年末	23 年末	適用範囲	50,993	42,265	37,875	適用者数	-	2	2	適用面積	-	16,761	24,636	減収額	-	1,362	1,803
	平成 21 年末	22 年末	23 年末																		
適用範囲	50,993	42,265	37,875																		
適用者数	-	2	2																		
適用面積	-	16,761	24,636																		
減収額	-	1,362	1,803																		
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成 23 年末において、障害等のため営農が困難となった受贈者 2 名の保有する農地 24,636 ㎡について貸付けが行われ、農地の有効利用が図られた。</p>																				
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>																				
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>																				
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 41 年度 創設</p>																				